

P F I手法による刑事施設の運営事業の在り方に関する有識者会議報告書 概要

◆ 会議の目的

- ① 国際法務総合センター（以下「センター」という。）のこれまでの官民協働による運営実績の検証
- ② 検証結果を踏まえた現行事業終了後の方向性等についての検討

事業の実施状況及び評価

◆ 本事業の運営理念

- ① 行政の効率化
複数の行政機関の集約による物的・人的資源の有効活用が効果的に行われていた
- ② 適正な収容関連サービスの実施
病院給食や医療リネンに関する民間のノウハウが活用され、高い衛生管理も実現 ※民間委託後の食中毒の発生は0件
- ③ 適正な矯正医療の確保
民間職員により医療又は看護の周辺業務が滞りなく実施されることで、国職員が医療又は看護業務に専念しやすい執務環境が実現
- ④ 地域との共生
一定の地元（昭島市又は立川市）からの雇用、食材（肉、魚、野菜など）の調達なども昭島市内で行っていた。

対象施設（国際法務総合センター）の概況

- 事業者
昭島国際法務PFI株式会社
- 対象行政機関（6庁）
 - ・ 東日本成人矯正医療センター
 - ・ 東日本少年矯正医療・教育センター
 - ・ 東京西少年鑑別所
 - ・ 矯正研修所
 - ・ 公安調査庁研修所
 - ・ 国連アジア極東犯罪防止研修所
- 事業期間
約10年間（H28.12.20～R9.3.31）

評価のまとめ

- ◆ 事業全体を見れば、おおむね順調に運営が行われ、期待した効果が得られている
- ◆ 個別の業務では、民間事業者の持つノウハウを生かし、期待以上の取組がなされている業務がある
- ◆ 一方で、官民での現地協議に時間を要するなど、必ずしもスムーズに実施できていない業務も見受けられた

現行事業終了後の方向性について

◆ 次期事業の事業スキーム等

各運営業務の実施状況

総括マネジメント業務

委託業務の範囲

各行政機関における業務運営状況の管理、国側との必要な調整などをおおむね問題なく実施している。

業務を広く包括的に委託する場合は、総括マネジメント業務が有効に機能することが重要。

施設の維持管理業務

親和性が高い業務もある。保守か修繕かの協議に時間を要し、円滑な業務実施ができていない場面がある。

保守については、入札参加者が事業期間を通じてリスクを適切に予測し、事業費積算ができるような委託範囲等を検討。

総務業務

業務全体ではおおむね問題なく実施。庶務・経理事務支援業務は円滑に進まない場面がある。

庶務・経理事務支援業務は、集約できるものに限って委託。センター内でのシェアードサービスの実施も一案。

収容関連サービス業務

民間委託との親和性が高い。ただし、職員食堂運営（独立採算）については、価格やメニューへの不満が散見された。

引き続き民間委託が適当。職員食堂運営については、職員のニーズ等を調査した上で、委託範囲等を検討。

医療業務支援

民間委託との親和性が高い。人工透析が安定的かつ円滑に実施されている。

引き続き民間委託が適当。

◆ 基本的な考え方

- ① センターのPFI事業については、総じて業務の効率的かつ効果的な遂行が実現されていることから、引き続き民間委託を実施する
- ② 現行事業において、「行政の効率化」、「適正な収容関連サービスの実施」、「適正な矯正医療の確保」及び「地域との共生」との運営理念が実践されていることを踏まえ、引き続き、これを基本方針とする
- ③ センター敷地内に新設される女子中間ケアセンター（仮称）を含め、物的・人的資源の有効活用による効率的かつ高品質な行政サービスの提供を目指す

まとめ

- ◆ センターの次期事業の具体的な内容の検討に当たっては、センターの運営理念の更なる実現につながることを期待
- ◆ 官民協働の手法を活用するに当たっては、行政サービスの中から民間に切り出せるものを委託するという考え方ではなく、国と民間事業者がそれぞれの持ち味を生かし、より効率的かつ高品質な行政サービスを実現するという観点から、国と民間事業者が持てる力を最適に組み合わせることで運営をしていくことが必要